

広島市高度利用型地区計画 に関する取扱基準

平和大通り地区
リバーフロント地区
都心幹線道路沿道地区

令和4年(2022年)6月改正
広島市都市整備局都市計画課
広島市都市整備局建築指導課

目 次

第1 総則

- 1 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 経緯・・ 2
- 3 本取扱いの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 本取扱いの適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 地区整備計画の内容について

- 1 建築物の用途の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 建築物の容積率の最高限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 建築物の容積率の最低限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 建築物の建蔽率の最高限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 建築物の建築面積の最低限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 壁面の位置の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 壁面後退区域における工作物の設置の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3 地区計画の手続き等

- 1 事前協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 届出後の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

様式1 (地区計画の区域内における行為の届出書)

様式2 (地区計画の届出行為に関する適合通知書)

様式3 (地区計画の区域内における行為の変更届出書)

別図1 (平和大通り地区概要計画図)

別図2 (リバーフロント地区概要計画図)

別図3 (都心幹線道路沿道地区概要計画図)

第1 総則

1 用語の定義

「広島市高度利用型地区計画に関する取扱基準」（以下、本取扱いという。）において使用する主な用語の定義は、次に掲げるところによる。

地区計画	都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する「地区計画」
地区整備計画	都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する「地区整備計画」
高度利用型地区計画	都市計画法第12条の8の規定による地区計画
敷地面積	建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する「敷地面積」
延べ面積	建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する「延べ面積」
容積率	建築基準法第52条第1項に規定する「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」
指定容積率	建築基準法第52条第1項に規定する都市計画において定められた数値
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する「建築面積」
建蔽率	建築基準法第53条第1項に規定する「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」
にぎわい用途	都心の活性化やにぎわいの創出に資するものとして、各地区計画の別表に示された用途
壁面後退区域	都市計画法第12条の5第7項第2号に規定する「壁面後退区域」
歩行空間	広島市高度利用型地区計画の「建築物の容積率の最高限度」第2項第1号アに規定する「建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離を2メートル以上としたもの」において、道路境界線と道路境界線から2メートル後退した線に囲まれた区域で、壁面後退区域を除いた部分
滞留空間	広島市高度利用型地区計画の「建築物の容積率の最高限度」第2項第1号アに規定する「歩行者の休憩、バス待ち、イベントその他これらに類する用に供することにより都心の活性化やにぎわい創出に資すると認められる空地を有するもの」で、壁面後退区域を除いた部分
オープンスペース	歩行空間及び滞留空間

2 経緯

本市の都心部の活性化については、平成29年3月に「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、“地区の特性に応じた用途や街並みへと誘導することにより、魅力とにぎわいあふれる都心空間の形成を図る”ことを目的に、必要に応じて都心の地区計画を見直すこととしている。

当プランでは、魅力とにぎわいのある都心空間の形成を図るため、必要に応じて都心の地区計画を見直すこととしており、平成30年2月に都心の幹線道路沿道を対象とし、地区の特性に応じた用途やオープンスペースを確保した建築物に対し、段階的に容積率制限を緩和する高度利用型地区計画を導入したところである。

この度、「居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成（ウォーカブルなまちなかの形成）」の観点から、当地区計画のオープンスペース等の多目的利活用が図られるよう、見直しを行うものである。

<令和4年6月の変更点>

- ・壁面後退について、歩道を有する道路境界線から0.2m、歩道を有さない道路境界線から0.5mに緩和（従前はすべての道路境界線から2m）
- ・壁面後退区域における工作物の設置制限を緩和
- ・容積率の割増要件について、これまで2mの壁面後退としていたが、その部分をオープンスペースとして整理し、あわせて滞留空間もオープンスペースとして追加（ただし、0.2m又は0.5mの壁面後退区域を除く）

3 本取扱基準の目的

本取扱基準は、高度利用型地区計画における容積率の割増しなどについて、当該地区計画の制限内容の考え方及び手続き等を示すことにより、地区計画の目標に沿った良好な市街地環境の形成を図ることを目的としている。

4 本取扱基準の適用範囲

「平和大通り地区 地区計画」、「リバーフロント地区 地区計画」及び「都心幹線道路沿道地区 地区計画」における高度利用型地区計画に指定した範囲（別図1～3の「A地区（高度利用）」を指す。）

第2 地区整備計画の内容について

本地区計画においては、容積率の割増しを受ける場合は地区整備計画に定める次の1から7まで、その他の場合は次の1から4までの要件に、それぞれ適合する必要がある。

1 建築物の用途の制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物は建築してはならない。

2 建築物の容積率の最高限度

- 1 建築物の容積率の最高限度は、用途地域に関する都市計画により定められた容積率（以下「指定容積率」という。）と同じ数値とする。ただし、次項に該当する建築物については、この限りでない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する建築物の容積率の最高限度は、当該各号に定める数値のうち最大のを指定容積率に加えた数値とする。
 - (1) 次のすべてに該当する建築物 10分の20
 - ア 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線※までの距離を2メートル以上としたもの又は歩行者の休憩、バス待ち、イベントその他これらに類する用に供することにより都心の活性化やにぎわい創出に資すると認められる空地を有するもの
 - イ 敷地面積が500平方メートル以上のもの
 - ウ 別表に定める用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の合計の3分の2以上であり、かつ、1階における同用途に供する部分の床面積の合計が1階の床面積の合計の3分の2以上であるもの
 - エ ホテルの用途に供する客室数の合計が50以上で、かつ、15平方メートル以上の一人用客室数と22平方メートル以上の二人用客室数の合計が客室数の合計の2分の1以上のもの
 - オ 1室の床面積が1,000平方メートルを超えるホール、会議室を有するもの
 - (2) 前号アからエまでに該当する建築物 10分の15
 - (3) 第1号アからウまでに該当する建築物 10分の10
 - (4) 第1号ア及びびイに該当する建築物 10分の5
 - (5) 第1号イからオまでに該当する建築物 10分の15
 - (6) 第1号イからエまでに該当する建築物 10分の10
 - (7) 第1号イ及びびウに該当する建築物 10分の5

※ 都心幹線道路沿道地区は、計画図に表示する道路の境界線を除く。

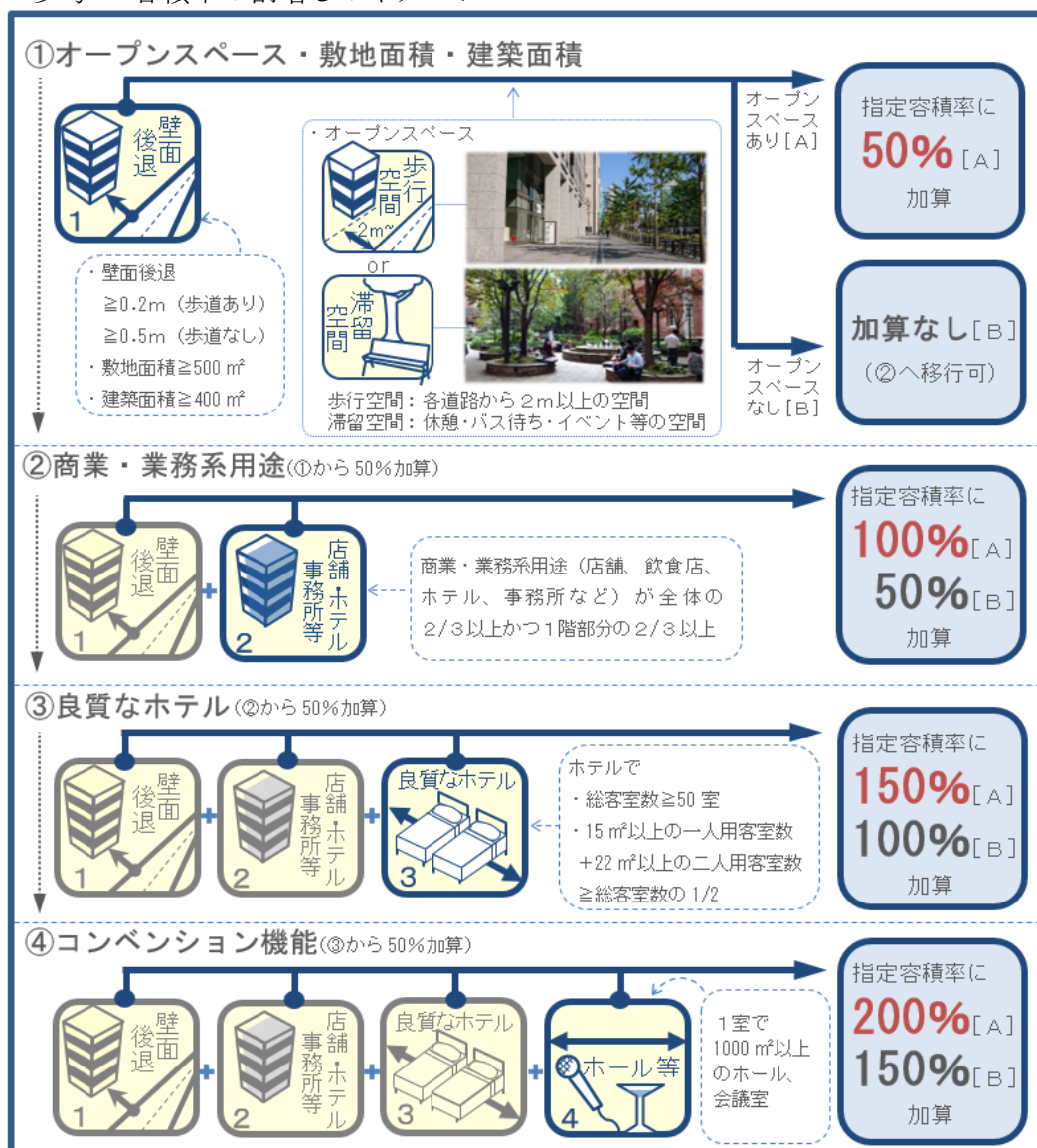
(1) 容積率の最高限度の算出について

① 容積率の最高限度については、次の該当する要件に応じて算出される数値となる。
 なお、いずれの要件にも該当しない建築物については、指定容積率と同じ数値となる。

- ・要件ア～オに該当する建築物→指定容積率に200%を加えた数値
- ・要件ア～エに該当する建築物→指定容積率に150%を加えた数値
- ・要件ア～ウに該当する建築物→指定容積率に100%を加えた数値
- ・要件ア、イに該当する建築物→指定容積率に50%を加えた数値
- ・要件イ～オに該当する建築物→指定容積率に150%を加えた数値
- ・要件イ～エに該当する建築物→指定容積率に100%を加えた数値
- ・要件イ、ウに該当する建築物→指定容積率に50%を加えた数値

② 算出された容積率の最高限度の数値は建築基準法第68条の5の3第1項に基づき、同法第52条第1項第2号から第4号までに定める数値とみなして同条の規定が適用される。なお、前面道路幅員による容積率の制限(同法第52条第2項)は緩和されない。

<参考> 容積率の割増しのイメージ



(2) オープンスペースについて

容積率の割増しの要件とするオープンスペースは、歩行空間と滞留空間の2種類とし、具体的な要件は、「オープンスペースの手引」に適合したものとする。

(3) (要件ウ)別表に定める用途について

① にぎわい用途として、次のとおり地区計画の別表に示している。

別 表	<ol style="list-style-type: none">1. ホテル又は旅館2. 事務所3. 店舗又は飲食店4. 病院又は診療所5. 集会場6. 展示場7. 劇場、映画館又は演芸場8. 博物館9. その他市長が都心の活性化やにぎわいの創出に資すると認めるもの <p>ただし、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものを除くものとする。</p>
--------	--

② 別表中9の「その他市長が都心の活性化やにぎわいの創出に資すると認めるもの」は、次の用途とする。

- ・ 大学又は高等専門学校、専修学校、各種学校
- ・ 図書館、美術館
- ・ 助産所
- ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- ・ 体育館又はスポーツの練習場
- ・ カラオケボックス
- ・ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- ・ 観覧場、公会堂

なお、これら以外の用途についても、都心の活性化やにぎわいの創出に資すると認める場合があるので、この場合は事前相談によりその可否を確認すること。

(4) (要件ウ)算定方法について

① 次の算定の結果がいずれも3分の2以上であれば要件ウに該当する。

- ・ [にぎわい用途に供する部分の床面積の合計] ÷ [延べ面積]
- ・ [1階のにぎわい用途に供する部分の床面積の合計] ÷ [1階の床面積の合計]

② 「にぎわい用途に供する部分の床面積の合計」及び「1階におけるにぎわい用途に供する部分の床面積の合計」を算出する際、異なる複数のにぎわい用途であっても、それぞれの床面積を合計することができる。

③ 「1階の床面積の合計」とは敷地内全ての建築物の1階の床面積の合計とする。

- ④ 同一の建築物内に、にぎわい用途とそれ以外の用途が混在する場合、共用部分（昇降機の昇降路、共用の廊下、階段の用に供する部分、パイプシャフト等をいい、駐車場・駐輪場は含まない。）の床面積については、それぞれの用途の床面積比に応じた按分となる。なお、敷地内に複数の建築物がある場合は、敷地内全体での床面積比を算定し用いること。
- ⑤ にぎわい用途に附属する駐車場・駐輪場であっても、当該用途に供する床面積には含めないものとする。

(5) (要件エ)客室面積の算定について

- ① 客室面積は、各客室の専有面積として、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定を行うこと。
- ② 一人用客室（15 m²以上）及び二人用客室（22 m²以上）の客室数の合計については、どちらか一方の客室数のみで全体の2分の1以上となる場合も可とする。

(6) (要件オ)ホール、会議室の床面積の算定について

- ① ホール、会議室の専有面積として、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定を行うこと。
- ② 算定対象である区画は、利用者が一体的に利用することができる一つの室を指し、附属する倉庫や控室などは除く。

3 建築物の容積率の最低限度

<p>10分の5</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物については適用しない。</p> <p>(1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの</p> <p>(3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないもの</p>
--

ただし書きの内容については、建築基準法第59条第1項に準ずる。

4 建築物の建蔽率の最高限度

<p>10分の8</p> <p>ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては10分の9とし、同条第6項に該当する建築物にあつては適用しない。</p>
--

建築基準法と同様に、街区の角にある等の敷地である場合には90%とし、防火地域内の耐火建築物等又は巡査派出所、公衆便所等については制限を適用しない。

5 建築物の建築面積の最低限度

400平方メートル

ただし、容積率が指定容積率以下の建築物については適用しない。

6 壁面の位置の制限

1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（計画図に表示する道路の境界線を除く。）までの距離は、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。

(1) 歩道（道路構造令第2条第1号に該当するものであって敷地に接するものをいう。

以下同じ。）を有する道路 0.2メートル

(2) 歩道を有さない道路 0.5メートル

2 前項の規定は、容積率が指定容積率以下の建築物には適用しない。

① 壁面の位置の制限は、外壁又はこれに代わる柱の面に対し、当該部分の高さに関係なく適用されるが、屋根、庇及び床面積に算入しないバルコニー等（局所的なものに限る）はその制限を受けない。ただし、これらを支える外壁や柱がある場合、それらについては後退が必要となる。

② 道路境界線は敷地が接する建築基準法上の「道路」との境界線を示す。複数の道路に敷地が接する場合には、その全ての道路境界線から外壁等を後退する必要がある。

7 壁面後退区域における工作物の設置の制限

壁面後退区域においては、ベンチ、植栽、シェアサイクルその他これらに類するもので都心の活性化やにぎわいの創出に資すると認められる工作物以外のものは設置してはならない。

① 都市計画法第12条の5第7項第2号に定義された「壁面後退区域」とは、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域であり、本地区計画においては、道路境界線から0.2メートル（歩道あり）又は0.5メートル（歩道なし）の範囲を指す。

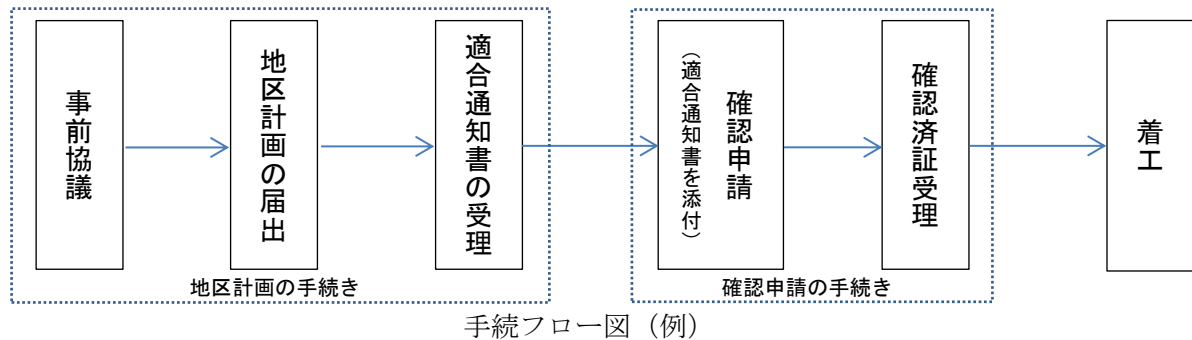
② 工作物の設置については、「オープンスペースの手引」に適合したものとする。

第3 地区計画の手続き等

1 事前協議について

容積率の割増しを受ける場合、地区計画の要件に適合しているか否かは計画上非常に重要であり、手続き円滑化の観点から、建築主等は下図フローのように地区計画の届出や確認申請に先立って、各区建築課において事前協議を行うものとする。

なお、オープンスペースに係る内容については、都市計画課と事前協議を行うものとする。



2 届出について

(1) 届出行為

本取扱いの対象範囲内において、容積率の割増しを受けようとする場合には、建築行為に着手する日の30日前までに地区計画の届出書(様式1参照)を提出しなければならない(都市計画法第58条の2第1項による。)

(2) 届出窓口

該当する区役所の建築課に届け出ること。

(3) 届出書の様式

- ① 届出書(添付図書含む)は正副2部提出すること。
- ② 届出書には必要事項を記入の上、不要な欄には斜線を引くこと。
- ③ 地区計画に基づいて算出された「建築物の容積率の最高限度」の数値を(vii)欄に明確に記載すること。

(4) 届出書に添付する図書

配置図、立面図(2面以上)、各階平面図、その他各区役所建築課が求める図書

(5) 図書の記載に関する留意事項

- ① 容積率割増しの要件に応じて、にぎわい用途・ホテルの客室・ホール及び会議室に該当する範囲を着色などにより平面図等に明示すること。
- ② 容積率割増しの要件に応じて、にぎわい用途や客室部分の床面積及びその計算式、ベッド等の配置、客室数及び各客室定員等が確認できるように記載すること。あわせて、オープンスペースの計画の内容、面積及び計算式、工作物の種類及び配置も記載すること。
- ③ 配置図等にオープンスペースの範囲及び壁面後退区域を明示すると共に、外構の仕上げや高低差等についても詳細に記載のこと。

(6) 適合通知書

地区計画に適合している場合には、提出窓口において適合通知書（様式2参照）を発行する。建築主は、同通知書や届出書（副本）を保管の上、将来的な計画や維持管理を行う際には、そこに記載された容積率の割増要件等を踏まえたものとする必要がある。

3 届出後の変更について

(1) 届出から工事完了までの変更

- ① 届出事項の変更に係る行為に着手する30日前までに、地区計画の変更届出書（様式3参照）を提出すること（都市計画法第58条の2第2項による。）。なお、必要な添付図書は届出書に準ずること。
- ② 変更の内容が地区計画に適合している場合には、届出時同様、適合通知書を発行する。

(2) 工事完了以降の変更（完了検査済証の交付日以降）

- ① 建築物の建築などの地区計画の届出が必要とされる行為以外であっても、特に、容積率の割増要件である敷地面積、各用途面積、客室数、オープンスペース等に関する変更（以下、「用途変更等」という。）については、同計画に適合していることを事前に各区建築課に確認すること。
- ② 仮に、用途変更等により各要件に適合しなくなった際は、建築基準法や都市計画法に基づき命令、罰則等を受ける場合がある。

附 則

この基準は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

（改元による様式の変更）

附 則

この基準は、令和2年2月28日から施行する。

（地区計画の変更に伴う記載の変更）

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（押印廃止に伴う様式の変更）

附 則

この基準は、令和4年6月17日から施行する。

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

広島市長 様

届出者 住 所
氏 名
代理者 住 所
氏 名

(電話)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1	地 区 名	()				
2	行 為 の 場 所	広島市 区				
3	行 為 の 着 手 予 定 日	令和 年 月 日	4	行 為 の 完 了 予 定 日	令和 年 月 日	
設 計 又 は 施 行 方 法	(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 m²				
	(2) 建は	(i) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	築工 物作 の物 建の 築建 又設 要	(ii) 設 計 の 概 要	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
			(i) 敷地面積	/	m ²	
			(ii) 建築面積	m ²	m ²	m ²
			(iii) 延べ面積 (車庫の面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
			(iv) 高 さ	地盤面から m	(v) 用 途	
			(vi) 垣又は 柵の構造		(vii) 建築物の容積率の最高 限度 (指定容積率)	% (%)
	(3) 建築物 等の用途の 変 更	(i) 変更部分の延べ面積 m²				
		(ii) 変更前の用途	(iii) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5) 木 竹 の 伐 採	伐採の面積 m²					

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
 5 地区計画に「建築物の容積率の最高限度」の定めがない場合、(vii)欄には記載しなくてよい。

受 付	決 裁				チ ェ ッ ク リ ス ト	項 目	内 容	
第 号	係	係 長	課 長	公 印				
令和 年 月 日				/				
適合通知	適合通知書を交付してよいでしょうか							
第 号	起案 . . .		決裁 . . .					
令和 年 月 日								

太枠内は記入しないでください。

地区計画の届出行為に関する適合通知書

第 令和 年 月 日 号

様

広島市長 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで届け出のあった下記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。

記

1 地区名	()				
2 行為の場所	広島市 区				
3 行為の着手予定日	令和 年 月 日	4 行為の完了予定日	令和 年 月 日		
5 設 計 又 は 施 行 方 法	(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 m ²			
	(2)	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 建は 築工 物作 の物 建の 築建 又設 概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積	/	/	m ²
		(ii) 建築面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積 (車庫の面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
		(iv) 高さ	地盤面から m	(v) 用途	
		(vi) 垣又は 柵の構造		(vii) 建築物の容積率の最 高限度 (指定容積率)	% (%)
	(3) 建築物 等の用途の 変更	(イ) 変更部分の延べ面積			m ²
		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採の面積			m ²	

備考

当該届出に係る事項のうち、設計又は施行方法に変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和 年 月 日

広島市長 様

届出者 住 所
氏 名

(電話)

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

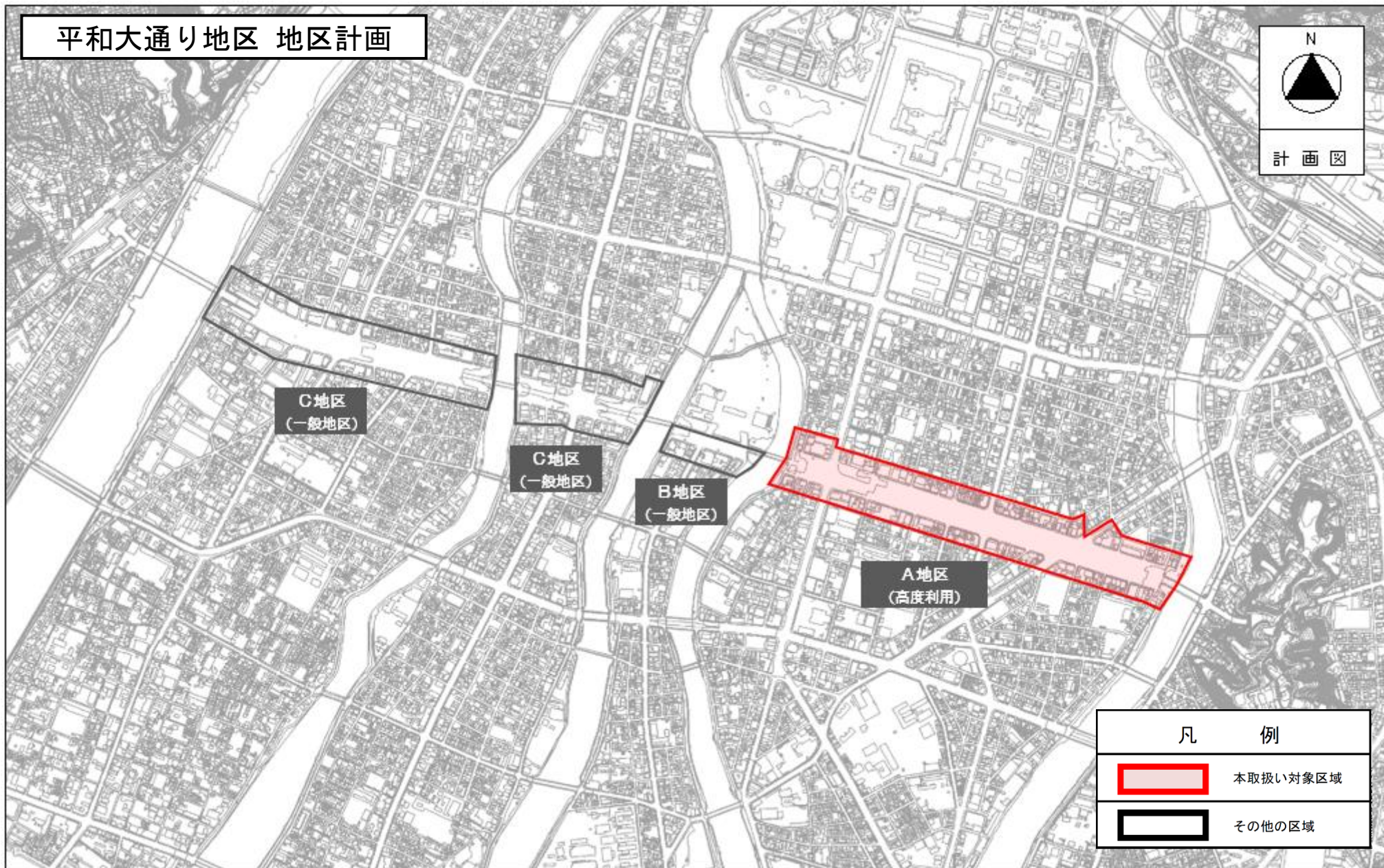
1	地 区 名	地区計画 地区区分 (地区)		
2	行 為 の 場 所	広島市 区		
3	当 初 の 届 出 年 月 日	令和 年 月 日 (適合通知 第 号)		
4	最 新 の 変 更 年 月 日	令和 年 月 日 (適合通知 第 号)		
5 変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	備 考
6	変 更 部 分 に 係 る 行 為 の 着 手 予 定 日	令和 年 月 日		
7	変 更 部 分 に 係 る 行 為 の 完 了 予 定 日	令和 年 月 日		



- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

受 付	決 裁				チ ェ ッ ク リ ス ト	項 目	内 容	
第 号	係	係 長	課 長	公 印				
令和 年 月 日				/				
適 合 通 知								
第 号	適合通知書を交付してよいでしょうか							
令和 年 月 日	起 案	. .	決 裁	. .				

太枠内は記入しないでください。

平和大通り地区 地区計画

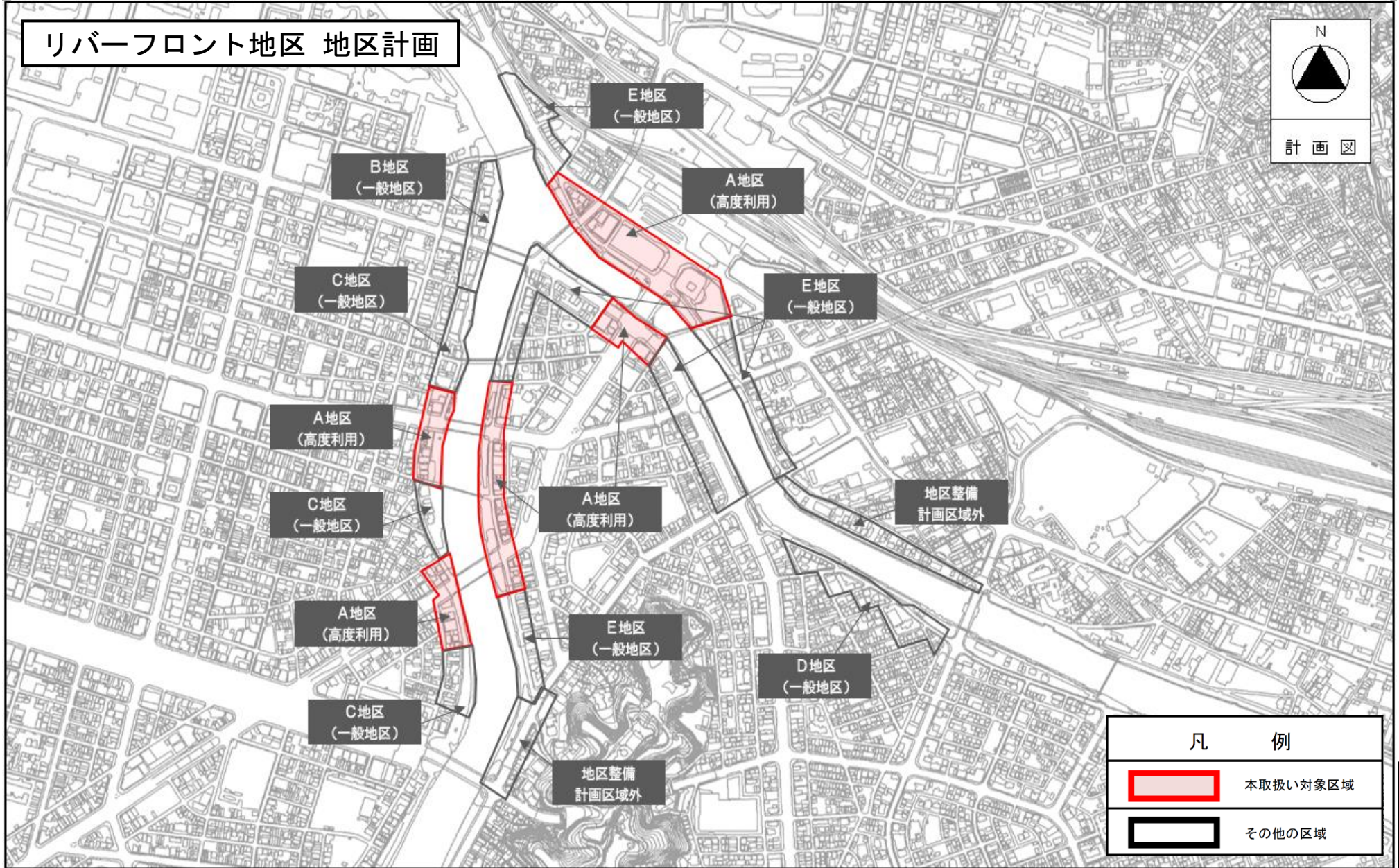


凡 例	
	本取扱い対象区域
	その他の区域

別図 1

※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。
詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。

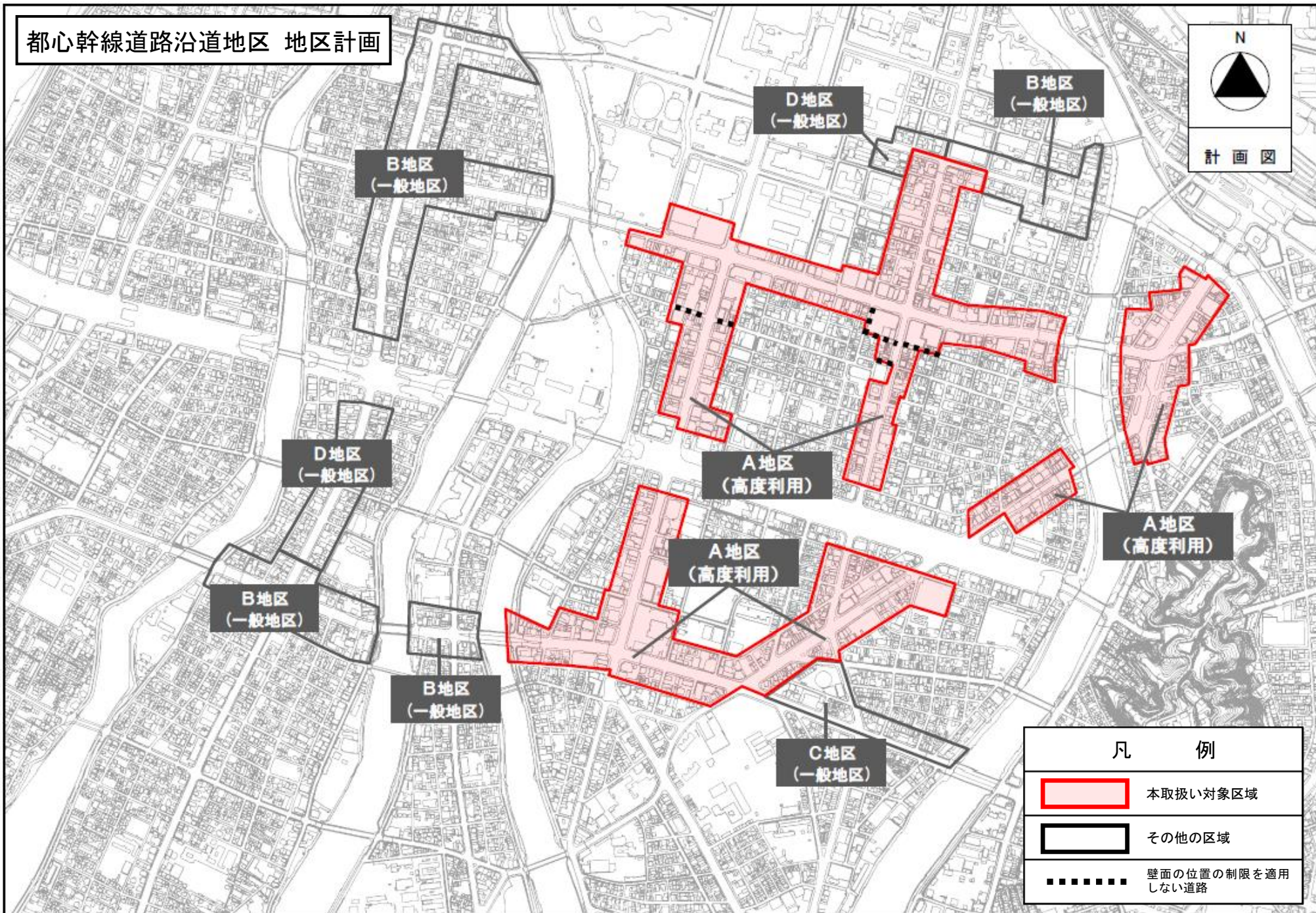
リバーフロント地区 地区計画






別図2

※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。
詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。

都心幹線道路沿道地区 地区計画



凡 例	
	本取扱い対象区域
	その他の区域
	壁面の位置の制限を適用しない道路

別図 3

※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。
 詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。

【地区計画の届出窓口】該当する区の建築課

○中区役所建設部建築課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号
電話：082-504-2579 FAX：082-243-0595

○南区役所建設部建築課 広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号
電話：082-250-8960 FAX：082-252-7179